

平成27年度 行政評価 施策カルテ

施策名	3 社会を支える福祉支援の充実
-----	-----------------

施策主管課	保健福祉総務課	総合計画記載頁	95ページ
-------	---------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	5 都市の福祉力を高める	政策の達成目標 (基本施策目標)	充実した保健・福祉サービスにより、住み慣れた地域において自立した生活を送っています。
------	-----------------------------	----------------	--------------	---------------------	--

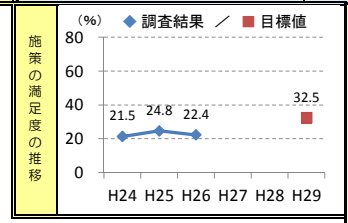
2 施策の取組状況

施策目標	市民が必要とする保健・福祉サービスが適切に提供されていて、自立性の高い生活を送っています。
------	---

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	保健・福祉に関する相談取扱件数(件)	単年度目標値	57,650	57,920	58,190	58,460	58,730			59,000	A	指標3	施策の満足度(%)		調査結果	21.5%	24.8%		22.4%
	現状値	実績値	57,450	55,435	57,776				目標値(H29)	32.5%	前年度からの増減				3.3%	-2.4%				
	目標値(H29)	単年度の達成度	99.7%	95.7%	99.3%															
指標2	生活保護受給者等の就労支援による就労件数(件)	単年度目標値	80	100	120	140	160	180	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)										B
	現状値	実績値	83	254	215					指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29			
	目標値(H29)	単年度の達成度	103.8%	254.0%	179.2%					生活保護率(%)		中核市平均	17.61	18.47	19.26					
	現状値	実績値							【参考】中核市等との水準比較	中核市での本市の順位		21位/41市中	20位/41市中	19位/42市中						
	目標値(H29)	単年度の達成度								中核市平均										
										実績値										

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(+5pt超) [33点]	B: 前年度水準(±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下(-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり(主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ(主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調:(A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調:(主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている:(C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等
 ・社会的弱者に対する虐待や高齢者の孤立死などの社会問題が発生し、さらに、東日本大震災を契機に、地域の支え合いや助け合いの重要性が改めて見直されるなど、社会情勢の変化に伴い、様々な課題が生じており、早急な対応が求められている。
 ・全国的生活保護受給者は、過去最多を更新し続けており、そのような状況を背景に、生活保護法の改正や生活困窮者自立支援法が施行され、生活保障制度の見直しが行われた。本市においても高齢者や障がい者を中心に生活保護受給者が増加傾向にあり、不正受給も依然として多いことから、より一層の生活保護の適正執行が求められている。
 ・高齢化や核家族世帯の増加や制度の周知・普及などにより、福祉サービスの利用が増加しているため、より一層の福祉サービス事業者への適正な指導が求められている。

施策指標
 ・保健・福祉に関する相談取扱件数は、目標件数を若干下回ったものの、昨年度より増加している。
 ・本市の生活保護率は増加傾向にあるが、「就労促進指導員を活用した就労支援」、「ハローワークとの一体的事業」、「個別自立支援プログラム」、「民間委託による就労支援」など生活保護受給者等に対する就労支援に努めたことにより、就労件数は目標値を大幅に上回った。

市民満足度
 ・生活保護受給者等に対する就労促進の充実強化により就労件数が大幅に増加しているほか、保健・福祉に関する相談件数についても増加しているが、市民満足度は前年度と同水準である。

総合評価	83点
概ね順調	

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(最大5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業が属する総合計画の 構成事業名	事業内容		事業の 進捗状況	H26 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	苦情解決事業		保健と福祉に関する相談体制の充実	福祉サービス利用者	・事例検討会の開催	計画どおり	36	H15		市が提供する福祉サービス等についての苦情に適切に対応しており、引き続き関係庁内関係課職員と第三者委員から構成される苦情解決システムを適切に運用していく。
2	保健と福祉の相談業務	★	保健と福祉に関する相談体制の充実	市民	・保健と福祉の相談	計画どおり	173	H10		市民ニーズに応じた適切な保健福祉サービスが提供できるよう、総合的な相談体制を維持していく。
3	地域保健福祉の情報提供	★	保健と福祉の情報提供の充実	市民	・保健と福祉の情報提供	計画どおり	0	H24		市民が健康づくりに主体的に取組む意識高揚につながるよう、地域特性等に 応じた保健福祉情報を提供していく。
4	社会福祉施設検査指導		指導監査の実施	市内の社会福祉法人等	・社会福祉法人に対する指導監査	計画どおり	108	S26		社会福祉法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上を図るため、社会福祉法人・施設に対して定期的に指導を行っていく。
5	障がい福祉サービス事業者指導監督		指導監査の実施	市内の障がい福祉サービス事業者	・障がい福祉サービス事業者に対する指導監査	計画どおり	2,301	H24		障害者総合支援法に規定される障がい福祉サービスの質の向上のため、障がい福祉サービス事業者に対して定期的に指導を行っていく。
6	介護事業者指導監督		指導監査の実施	市内の介護保険事業者	・介護事業者に対する指導監査	計画どおり	2,974	H20		介護サービスの質の向上のため、介護事業者に対して定期的に指導を行っていく。
7	生活困窮世帯の的確な把握	○★	生活困窮世帯の把握及び総合的な支援の充実	生活困窮世帯・ホームレス	・関係各課へ情報提供依頼 ・ホームレス実態調査の実施	計画どおり	0	H12		生活困窮者の自立を支援するため、引き続き関係各課からの情報提供やホームレス実態調査等により生活困窮世帯の把握に努め、必要に応じて適切な支援をする。
8	学習支援事業		生活困窮世帯の把握及び総合的な支援の充実	生活保護受給世帯の中学生	・学習支援教室の開催 ・通信添削の実施 ・高校進学に関する進路相談の実施	計画どおり	3,988	H26		生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中学生に対し、高校等への進学や自立の促進を図るため、引き続き、学力向上や家庭学習の習慣付けを目的とした学習支援や進路に関する相談を行う。
9	就労支援の推進	○★	生活困窮世帯の把握及び総合的な支援の充実	生活保護受給者	・ハローワークと一体となった就労支援 ・民間委託による就労支援	計画どおり	30,888	H18		生活保護受給者の就労支援をするため、引き続き、ハローワークとの一体的事業や民間委託による就労支援など、各種就労支援事業を実施し対象者に合った支援プログラムの提供により、就労に繋げるとともに就労後もフォローアップを行い定着を図る。
10	自立相談支援事業		生活困窮世帯の把握及び総合的な支援の充実	生活困窮者	・相談支援窓口を設置 ・専門の相談支援員による自立に向けた包括的かつ継続的な支援	計画どおり	11,400	H26		生活困窮者を困窮状態から早期脱却を図るため、引き続き、庁内関係各課や関係機関、民生委員等との連携を更に強化し、積極的なアウトリーチ*などによる生活困窮世帯の早期把握に努めるとともに、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施する。 *アウトリーチ:自ら相談できない者に対し訪問支援等、積極的に働きかけること。
11	生活保護制度の適正実施	○★	生活保護制度の適正な運用と支援の充実	生活保護受給者	・訪問調査活動による的確な生活実態調査の把握 ・不正受給防止対策の推進 ・医療扶助の適正な運営	計画どおり	0	S25		生活保護を適正に実施するため、引き続き、訪問調査活動等により的確に生活実態を把握し、自立助長のための必要な指導・援助を行うとともに、不正受給の未然防止に努める。また、自立支援医療など他法による医療給付の活用を指導し、医療扶助の適正運営に努める。
12	産休等代替職員費補助金		生活困窮世帯の把握及び総合的な支援の充実	救護施設	救護施設職員の出産又は疾病による代替職員雇用支援	計画どおり	0	H12		救護施設における入所者への適正な保護を実施するため、引き続き、産休等の代替職員の雇用の確保を支援する。

13	民生委員活動		生活困窮世帯の把握及び総合的な支援の充実	民生委員児童委員	栃木県民生委員児童委員協議会が行う研修事業支援	計画どおり	754	S29		民生委員児童委員が、相談活動を行う上で必要な知識や技術を習得するため、引き続き、栃木県民生委員児童委員協議会が行う研修事業を支援する。
14	民生委員研修会負担金		生活困窮世帯の把握及び総合的な支援の充実	新任・中堅民生委員児童委員	・栃木県が栃木県社会福祉協議会に委託する民生委員研修会に出席する本市民生委員を支援	計画どおり	86	H14		民生委員児童委員としての資質の向上と技術の習得を図るため、引き続き、研修や調査研究事業を支援する。
15	民生委員児童委員協議会補助金		生活困窮世帯の把握及び総合的な支援の充実	市民生委員児童委員協議会	・市民生委員児童委員協議会が行う研修、地区民生委員児童委員協議会相互の連絡調整、情報交換等の事業活動支援	計画どおり	4,669	S23		地区民生委員児童委員協議会の情報の共有化や連携の強化を図るため、引き続き市民生委員児童委員協議会が行う研修会等の活動を支援する。
16	地区民生委員児童委員協議会負担金		生活困窮世帯の把握及び総合的な支援の充実	地区民生委員児童委員協議会(39地区)	・地区協議会の円滑な運営、充実強化とともに地区協議会独自の研修や活動推進を図るための事業支援	計画どおり	12,962	S28		民生委員児童委員による地域福祉活動の推進を図るため、引き続き、各地区協議会の活発な活動と民生委員児童委員個々の活動を支援する。
17	民生委員推薦会事務費		生活困窮世帯の把握及び総合的な支援の充実	市民生委員推薦会	・民生委員児童委員推薦会を開催し候補者の適否を審議する	計画どおり	2	H9		民生委員児童委員候補者の適否の審議を公明かつ適正に行うことは市の責務であるため、引き続き、民生委員推薦会を開催し、地域福祉活動の推進を図る。
18	社会を明るくする運動			市民	・啓発運動の実施	計画どおり	130	S57		更生保護や犯罪・非行の未然防止のため、引き続き、保護司会や更生保護女性会などの関係団体と連携し、「社会を明るくする運動推進市民のつどい」などの啓発運動を実施する。
19	宇都宮保護区保護司会補助金			宇都宮保護区保護司会	・保護司による必要な活動事業支援	計画どおり	1,580	S45		市民福祉の向上を図るため、引き続き、保護司による保護観察、更生保護並びに犯罪予防活動を支援する。
20	中国残留邦人引揚者等慰問金			中国残留邦人	・引揚者等に対し慰問金を支給	計画どおり	0	S63		帰国した中国残留邦人等の地域における早期自立と生活の安定を図るため、引き続き、支援を行う。
21	宇都宮更生保護女性会補助金			宇都宮更生保護女性会	・更生保護女性会による必要な活動事業支援	計画どおり	110	S31		犯罪や非行のない明るい社会を実現するため、引き続き、更生保護女性会による地域福祉活動事業を支援する。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆保健・福祉サービスの相談及び情報提供については、多様な福祉サービスの中から、適切なサービスを受けられるよう、情報提供手段や総合的な相談機能の充実が求められている。</p> <p>◆生活保護受給者の増加率は鈍化しているが、高齢者や障がい者世帯を中心として増加傾向は続くものと見込んでおり、引き続き生活保護制度の適正な運用に努めながら、就労支援など自立に向けた支援策を推進する必要がある。また、平成27年4月施行の「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者世帯の早期把握と包括的な支援を行うため、関係機関等との連携をさらに強化していく必要がある。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉 ◆市民が必要とする保健・福祉サービスが適切に提供され、自立性の高い生活が送れるよう、引き続き、保健・福祉サービスの相談・情報提供や福祉サービス事業者の適切な運営のための指導監督に努めるとともに、生活保護に至る前の生活困窮者世帯に対する自立支援策に取り組んでいく。</p> <p>〈主要事業〉 ◆生活困窮世帯への支援の充実 訪問調査等により生活保護受給者の生活実態を的確に把握し、必要な指導・助言を行うとともに、就労支援の充実強化や、不正受給防止対策など、引き続き生活保護制度を適正に実施していく。 また、生活困窮者に対する支援については、庁内関係各課や関係機関等と情報を共有しながら、早期把握のための積極的なアウトリーチ*を行い、自立に向けたきめ細かな支援を行っていく。 *アウトリーチ：自ら相談できない者に対し訪問支援等、積極的に働きかけること。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>